

かどま ファミリー・サポート・センター 援助活動事業の概要

はじめに

ファミリー・サポート・センターとは、地域において育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、助け合う会員組織です。

本市では、「門真市児童育成計画」に基づき、(子どもと子育てにやさしい、安心して住み続けられるまち)を基本とし、育児に関する相互援助の拠点としてファミリー・サポート事業を平成15年10月から実施することになりました。

かどまファミリー・サポート事業とは、

- ☆ 「会則」というルールのもとに、会員同士が育児の援助活動を行ないます。
- ☆ 援助を行うかどうか、援助を受けるかどうかの判断は、会員の自由意志に基づきます。
- ☆ 収入を目的とする職業ではありません。
- ☆ 会員の自発性と責任を尊重するために有償性をとるボランティア活動です。

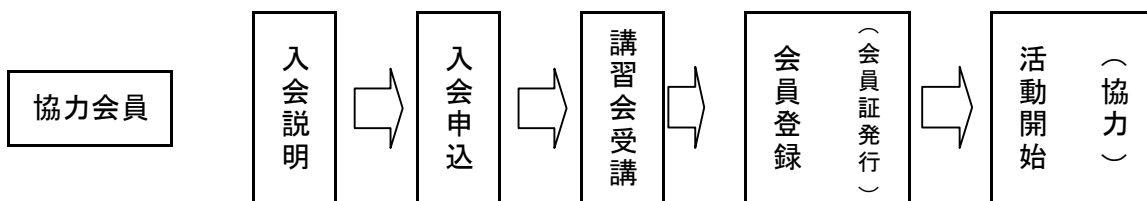
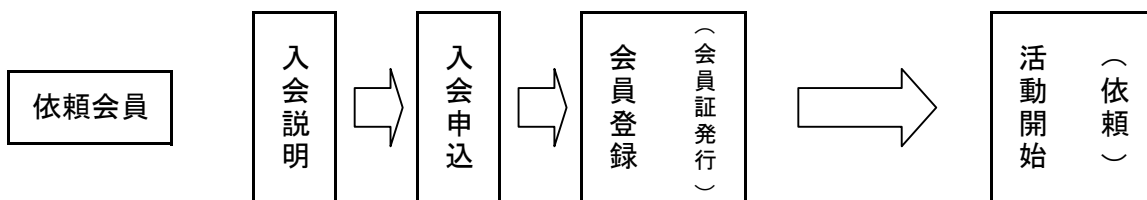
会員とは

お子さんを預かってほしい方を「依頼会員」、お子さんを預かってくださる方を「協力会員」といいます。依頼会員は原則として同居している出生後3カ月から小学校低学年までのお子さんのいる市内在住の方で、入会説明を受けられた方ならどなたでも会員になることができます。

協力会員は小さなお子さんの育児や保育に理解と熱意があり、心身とも健康でご自宅においてお子さんを預かれる市内在住の方で、入会説明及び講習会を受講された方なら会員になることができます。

依頼会員と協力会員の両方を兼ねることもできます。

会員になるには



* 協力会員は、活動開始後に事例研究や情報交換などの研修会に参加していただきます。

援助活動の内容

協力会員による援助活動の内容

- ① 保育所、幼稚園及び小学校の開始時間までや終了後に子どもを預かること。
- ② 保育所等まで子どもを送迎すること。
- ③ 放課後児童クラブ等の終了後に子どもを預かる。
- ④ 冠婚葬祭や学校等の行事に参加されるときに子どもを預かる。
- ⑤ 買い物等で外出されるときに子どもを預かる。
- ⑥ その他援助活動に必要なこと。

☆ 詳しくは、ファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

協力会員による援助活動の方法

援助活動は、原則として協力会員のご自宅において行っていただきます。但し、やむを得ないと認められる時は、この限りではありませんが、事前打合わせの時に双方で確認し決定していただきます。

援助活動の手順

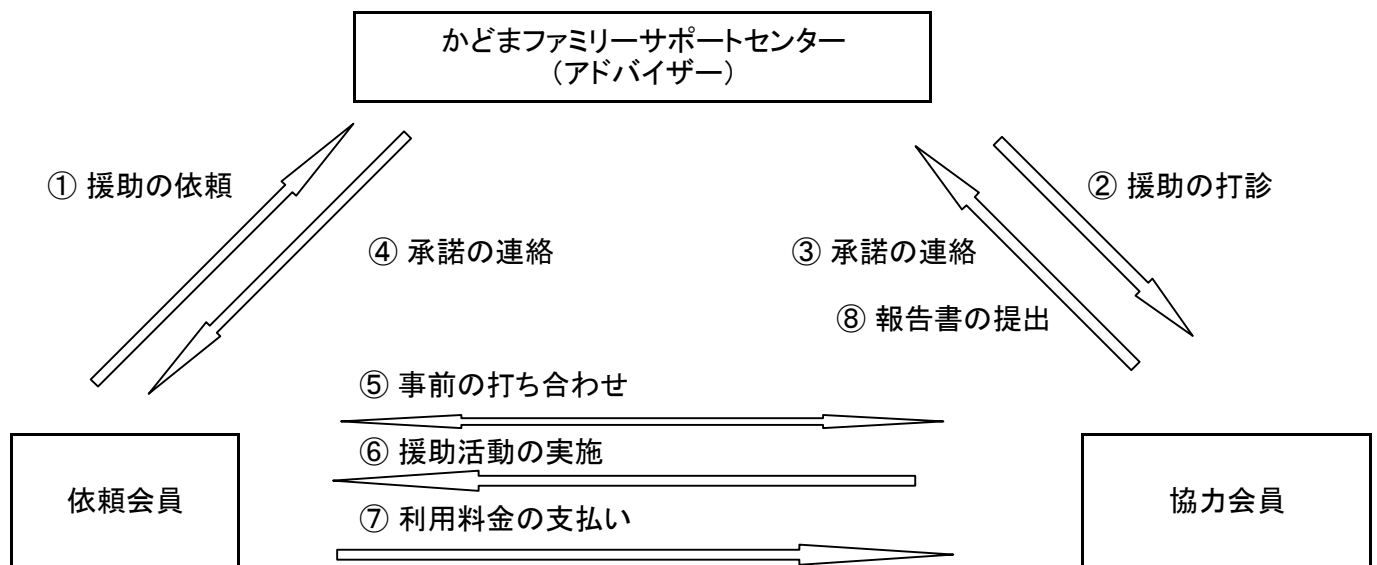
かどまファミリー・サポート・センター

開設時間：月曜日から金曜日の

午前9時から午後5時30分

※援助活動の依頼は上記の時間帯に来館または電話でお願いします。

休 曜 日：土、日曜日、祝日及び年末年始



* 2回以降も同様の活動内容の依頼で、かつ協力会員が同じ人の場合は、事前打ち合わせを省略することができます。

利用料金の基準表

活 動 日	利用料金の基準	
平日(午前7時～午後8時)	1時間あたり	700円
日・祝日及び年末年始と上記以外の時間帯	1時間あたり	800円

利用料金等について

- ① 援助活動の開始から最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなして計算します。
 - ② 基準時間は原則として1時間を単位とします。ただし、時間を延長したときは、30分以内のときは利用料金の基準額の半額とし、30分を超えて1時間までは1時間として計算します。
 - ③ 同一の依頼会員が複数のお子さんを預ける場合は、2人目からは半額とします。
 - ④ 援助活動に要した交通費については、依頼会員がその実費を負担することとします。公共交通機関、タクシー等を利用した場合は、実費として計算します。なお、利用方法については、事前打ち合わせのときに会員相互に確認してください。
 - ⑤ お子さんを預けるときに必要な食事(ミルク)、おやつやおむつなどについては、原則として会員が用意することとします。ただし、協力会員が用意したときは、依頼会員がその実費を負担することとします。必要なことが予想される場合は、必ず事前の打ち合わせのときに会員相互に確認してください。
- ★ 援助活動終了後、依頼会員は協力会員に利用料金等を直接支払っていただきます。

利用の取り消し

前日までのキャンセル	無 料
当日のキャンセル	利用料金基準表の1時間あたりの額
無断キャンセル	活動予定時間分の利用料金の金額

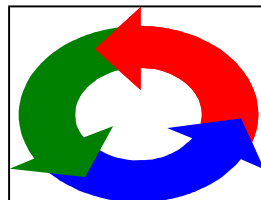
活動当日の急な取り消しや時間変更等の緊急連絡は、会員同士の間で行ってください。その後、依頼会員は必ずファミリーサポートセンターへ連絡してください。緊急連絡先は、事前打ち合わせ時に、会員間でお互いに確認して、必ず連絡が取れるようにしておいてください。

活動するにあたって

① 活動中に知り得た個人情報やプライバシーを第3者にもらさないでください

⑧ 援助活動の手順を必ずまもってください。ファミリーサポートセンターに連絡のない場合は、保険の対象となりません

② 活動を政治、宗教、営利等の目的に利用しないでください



⑦ 活動するにあたっては必ず補償保険に加入して活動を開始していただきます

③ 依頼会員は、センターが認める援助活動以外のことを協力会員に依頼しないでください

⑥ 活動中に万が一事故が起きたときは、ファミリーサポートセンターまでお知らせください

④ 協力会員は、依頼会員の育児方針や育児方法を尊重してください

⑤ 援助活動中は、会員証を必ず携帯し、必要がある場合に提示してください

援助活動における事故について

援助活動中の事故については、会員間での解決を原則としますが、万が一の場合に備えて、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入いたします。

☆ 活動中に事故があった場合は、必ずファミリー・サポート・センターまでお知らせください。

☆ センターの承認を得ていない活動は、補償保険の対象になりませんので、援助活動には必ず所定の手続きをお取りください。

○ 会員傷害保険

協力会員が活動中や活動の行き帰りにケガなどをしたときに補償します。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万円から15万円	事故日より180日以内の後遺障害
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分

○ 賠償責任保険

協力会員が活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償額を補償します。

事由	てん補限度額(補償額)
対人・対物賠償(1事故につき)	2億円
初期対応費用	500万円
見舞金・見舞品	10万円
現金盗難	10万円

○ 児童傷害保険

依頼会員のお子さんが活動中にケガなどをしたときに補償します。

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により300万円から9万円	事故日より180日以内の後遺障害
入院(1日)	2,000円	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	1,000円	事故日より180日以内で90日分

MEMO